



平成 20 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノシステムズ
代表者名 代表取締役 林 正幸
(コード番号・2456)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 谷口 光
電 話 046-278-3650

訴訟の提起に関するお知らせの一部訂正

平成 20 年 7 月 25 日付で開示しました「訴訟の提起に関するお知らせ」の記載に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訴訟の原因及び提訴に至った経緯

(訂正前)

当社はカナダ国ブリティッシュコロンビア州バンクーバ市に住所をおく K F G より平成 20 年 1 月 31 日に平成 20 年 3 月 31 日を納入日とするデータベースシステムの開発を受注しました。納入日直前になり、K F G から供与されたサンプルデータに相違があることが判明し、当社は当該データベースシステムを再設計せざるを得なくなったため、K F G の指定により納入日は平成 20 年 6 月 20 日に変更されました。

開発完了後、K F G が指定した納入日である平成 20 年 6 月 20 日に完成品の納入を実施しようとしたところ、K F G は一方的に受け取りを拒否した上に 2,500 千円の損害賠償を要求してきました。

また当社は納入日直前まで、当該データベースシステムを K F G が指定するレンタルサーバーに格納し製品テストを実施していましたが前記納入日平成 20 年 6 月 20 日をもって、K F G は一方的にサーバーのパスワードを変更することによって、当社に所有権があるデータベースシステムに対して当社がアクセスすることを不可能にし、当社の所有物を K F G が実質的に当社に無断で所有する状態にしています。その後、当社からの再三の通告にも関わらず K F G は話し合いさえも拒否してきました。この結果、当社は開発費他合計 7,482 千円を回収することが不可能になる損害を被りましたので、カナダ国ブリティッシュコロンビア州最高裁判所に、K F G に対して損害賠償を求める訴訟を提起いたしました。

(訂正後)

当社はカナダ国ブリティッシュコロンビア州バンクーバ市に住所をおくK F Gより平成 20 年 1 月 31 日に平成 20 年 3 月 31 日を納入日とするデータベースシステムの開発を受注しました。納入日直前になり、設計着手前にK F Gから供与されたデータと納入日直前に提示された実データとに相違があることが判明し、当社は当該データベースシステムを再設計せざるを得なくなったため、納入日を 6 月末に変更していただくように申し入れましたが、K F Gの指定により納入日は平成 20 年 6 月 20 日になりました。このとき、K F Gは一方的に 2,500 千円の損害賠償を要求してきました。

開発完了後、K F Gが指定した納入日である平成 20 年 6 月 20 日に完成品の納入を実施しようとしたところ、K F Gは一方的に受け取りを拒否しました。

また当社は納入日直前まで、当該データベースシステムをK F Gが指定するレンタルサーバーに格納し製品テストを実施していましたが前記納入日平成 20 年 6 月 20 日をもって、K F Gは一方的にサーバーのパスワードを変更して、当社に所有権があるデータベースシステムに対して当社がアクセスすることを不可能にし、当社の所有物をK F Gが実質的に当社に無断で所有する状態にしました。その後、当社からの再三の納品の働きかけや話し合いの要求にも関わらずK F Gは全てを拒否してきました。この結果、当社は開発費他合計 7,482 千円を回収することが不可能になる損害を被りましたので、カナダ国ブリティッシュコロンビア州最高裁判所に、K F Gに対して損害賠償を求める訴訟を提起いたしました。

以 上